

広尾町の自然環境や景観資源と再生可能エネルギー発電施設との調和に関する条例(案)の概要

1 条例の制定趣旨

広尾町は、海と山に囲まれ、山から海へそそぐ河川にはサケを始めとする魚類が遡上するなど、豊かな自然環境から様々な恩恵を受けまちが成り立っています。また、二酸化炭素を吸収する森林は、町全体の面積の約8割を占め豊富に存在し、さらに、西にそびえ立つ日高山脈、海岸線を走る黄金道路などの景勝地や、雄大な農村風景など良好な景観資源にも恵まれています。これらは町民共有の貴重な財産であり、将来の世代に適切な形で引き継いでいくことは、現世代の責務であります。

町内における再生可能エネルギー発電施設は、これらの資源を大切にし、調和を図りながら整備する必要がありますが、過度な開発行為は、これらの資源を著しく破壊する可能性があるほか、貴重な野生動植物の生息生育環境を脅かすなど生物多様性が低下し、復元不可能な状態に陥る恐れがあります。

一方、地球温暖化は、広尾町の産業や住民生活に様々な形で影響を及ぼしており、その対策は喫緊の課題となっています。

以上のことから、地球温暖化対策にも取り組みながら、再生可能エネルギー発電施設と地域との調和を図り、町民の貴重な財産であり誇りでもある広尾町の自然環境及び景観資源を次世代に継承していくため、本条例を制定します。

2 条例の構成

- 第1章は、総則(第1条:目的から第7条:町民の責務まで)として、条例の基本的事項を規定します。
- 第2章(第8条:禁止区域から第10条:適用を受ける事業まで)は、規制する区域や事業規模について規定します。
- 第3章(第11条:事前協議から第18条:事業の承継まで)は、事前協議や届出などの手続き、近隣住民等への説明などについて規定します。
- 第4章(第19条:維持管理)は、完成後の適正な維持管理について規定します。
- 第5章(第20条:解体等費用の確保から第23条:損害賠償責任保険等への加入まで)は、発電出力1,000kw超のメガソーラー事業を行う際の解体等費用の確保や損害賠償責任保険等への加入について規定します。
- 第6章(第24条:報告の提出から第28条:災害の復旧まで)は、発電事業者に対する監督に関する事項を規定します。
- 第7章の雑則(第29条、第30条)を含め、7章30条で構成します。

3 条例の概要

(1)目的

- ① 豊かな自然環境・良好な景観資源、安心安全な生活環境の保護
- ② 再生可能エネルギー発電施設の地域との調和
- ③ 潤いのある豊かな地域社会の発展に寄与

(2)基本理念

- ① 豊かな自然環境及び良好な景観資源は、先人から引き継がれた町民共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の町民がその恵沢を享受することができるよう、町民の意向も踏まえて、その保全及び活用が図られなければならない。
- ② 地球環境にやさしい持続可能なまちを次の世代に引き継ぐため、地域と調和した再生可能エネルギーの導入を促進し、ゼロカーボンシティの実現をめざす。

(3)禁止区域(事業計画に含めてはならない区域)

急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域、砂防指定地、農用地、保安林、河川保全区域、埋蔵文化財包蔵地及び史跡名勝天然記念物指定地、鳥獣保護区及び鳥獣特別保護地区、国立公園及び国定公園

(4)抑制区域(事業計画に含めないよう求める区域)

- ① 広尾町立地適正化計画に定める居住誘導区域
- ② 広尾町森林整備計画に定める公益的機能別施業森林及び木材等生産林に設定されている森林区域
- ③ 国立公園区域の境界から1キロメートル以内の区域

(5)規制対象施設

- ① 禁止区域:規模に関わらず規制の対象とする。
 - ② 抑制区域:発電出力10キロワット以上の施設
 - ③ その他区域:1,000㎡(0.1ha)以上の施設
- ※ 建築物の屋根、壁面、屋上に設置する太陽光発電施設、建築物と併設され主にこの建築物で自家消費を目的とする再生可能エネルギー発電施設は対象外とします。

(6)手続(禁止区域以外に設置する対象施設)

- ① 事前協議(届出しようとする日の30日前まで)
- ② 事業計画の届出(工事着手の60日前まで、解体等に係る費用の積立てに関する計画など添付)、事業計画変更届
- ③ 近隣住民等への説明(届出から45日以内)、後日結果を報告
- ④ 自然環境等の保全に関する協定の締結(事業着手前)
- ⑤ 意見の申出

町長は、当該事業が「防災上支障がある」、または「自然環境・景観・生活環境に影響を及ぼす」と判断した場合、中止・変更を申し出る。

- ⑥ 工事完了の届出(速やかに)
- ⑦ 廃止の届出(廃止する30日前まで)

- ⑧ 事業の承継に関する届出(承継する90日前まで)
- ⑨ 撤去完了の届出(撤去後30日以内)
- ⑩ 報告・資料の提出、立入検査、指導・助言及び勧告
- ⑪ 勧告に従わない場合、公表

(7)解体等費用の確保

メガソーラー事業(発電出力1,000キロワット超)を行う事業者に対し、解体等費用の確保を求める。(FIP制度に基づく外部積立で不足する分は、自己積み立てを求める)

(8)維持管理

事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理

(9)罰則

なし(制裁規定として、勧告に従わない場合、公表)

4 条例制定にかかるスケジュール

○4月24日～5月14日

まちづくり意見公募(パブリックコメント)の実施

○4月26日 町民説明会(13:30～、17:00～、コミセン大ホール)

○5月11日 議員協議会において説明

○6月中旬 6月定例議会に条例案を提案、(議決後)条例制定、規則制定

○8月1日 条例・規則施行(広報8月号に紹介記事を掲載予定)